

総務建設常任委員会記録

令和 8 年 6 月 1 1 日

大 治 町 議 会

大治町議会 総務建設常任委員会記録

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 1 日
招 集 場 所	大治町役場 第 1 委員会室
開 会	6 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 (第 1 日)
出 席 委 員	2 番：八神太紀 4 番：後藤田麻美子 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 11 番：吉原経夫
欠 席 委 員	な し
委員外議員	1 番：池田耕介 3 番：手嶋いずみ 6 番：鈴木 満
会議事件説明 のため出席し た者の職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 建設部長：三輪恒裕 総務部次長兼税務課長：加藤 謹 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：吉田美穂 都市整備課主幹：八神幸夫
職務のため出席 した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代
付 託 事 件	議案第 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 2 5 号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 2 6 号 大治町税条例の一部を改正する条例について 議案第 2 8 号 大治町道路線の廃止について

令和8年6月大治町議会定例会
総務建設常任委員会審査日程

(第1日)

令和8年6月11日(木)午前10時00分開会

1 開会宣告

2 審査日程の報告

日程第1 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて

日程第2 議案第25号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第26号 大治町税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第28号 大治町道路線の廃止について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ただいまの出席委員は5人です。定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

これから本日の会議に入ります。

本委員会に付託されました日程第1、議案第21号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第21号は承認すべきものと決定しました。

日程第2、議案第25号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

11番吉原経夫でございます。この条例改正の提案の提案理由、駐車場利用協力金の廃止に伴いとあります。もともとは駐車場利用協力金を取っていたと。今回通勤手当の

中で駐車場料を払うことができるということでこういう改正に至ったという経緯ですが、ということは、駐車場利用協力金を廃止すれば今まで利用していた方は払う必要はないんですが、また通勤手当として駐車場料をもらうということもないということになるわけですね。結局今まで駐車場利用協力金は月何千円か払っていたと。それはなくなります。ただ、通勤手当としての駐車場利用料があるわけではないですね。一応手続上ですが、そこら辺どうでしょうか。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

◎総務課長 吉田 美穂

駐車場利用協力金につきましては4月1日より全て廃止しております。公共交通機関を利用して通勤経路上の駅ですとか、停留所の近くに駐車場を借りている職員につきましては、通勤手当として駐車場利用に係る料金をお支払いしているということになります。よろしくお願いいたします。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

駐車場利用協力金なんですが、ちょっと役場の駐車場ですが、近いところとすぐ近くとちょっと離れたところで昨年度まで1カ月あたりの利用協力金が違っていたと思うんですが、そこら辺の整合性というか、かかっているのはそもそもなしにしたからっていう意味ですが、今までは近いところ遠いところあって、近いところの方は高いお金払って、遠いところ役場から離れたところは安い、それよりは安い協力金だったと。そこら辺ちょっと整合性はどうなるでしょうか。その近い遠いの整合性は。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 25 号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第 25 号は可決すべきものと決定しました。

日程第 3、議案第 26 号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

八神委員。

◎八神 太紀委員

今回の改正で固定資産税の免税点の引き上げに関して伺います。免税点が 150 万から 180 万円に引き上げられているということだと思いますが、対象となる納税義務者数はどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

今回の償却資産に伴う免税点の引き上げに伴う件数ということでございます。件数といたしましては令和 8 年度の課税状況でいきますと 400、済みません、免税点未満となる対象者数といたしましては 36 件となります。以上です。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

八神委員。

◎八神 太紀委員

それに対して年間でその税収が減少かどうかかと思うんですけれども、影響額はどれくらいを見込んでいるのでしょうか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

令和8年度の課税状況でいきますと82万4000円となります。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第26号は可決すべきものと決定しました。

日程第4、議案第28号大治町道路線の廃止についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

この1号線についてお聞きしますが、現況南側は通れるように、入れます。北側に関しては現況行きどまりという話を聞きましたが、道がないのか。それとも何かとめてあるのか。車どめをしてあるのか。そこはどうなっているのでしょうか。

◎都市整備課主幹 八神 幸夫

町道としては行きどまりとなっております。特にフェンス、車どめ等はございません。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

ちょっと私、これ斜めに入っている側道ですね 302 からそこを通过这个の 1 号線に入ろうとしたことがあるんですが、何か入れなくなったというような気がするんですよ。何か町道として行きどまりでも何か建物があるわけじゃないし、そこの中に入れなかったんですけど、これはどのような状況で入れないのか。行きどまりっていうことは、そこからもう道が何もなければ行きどまりなんだけど、そういうので何か入ろうと思えば入れるはずなんだけど入れなかったんですよ。だから車どめか何かないと思うんですが、そこら辺もう 1 回詳しく説明をお願いします。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

ちょっと今暫時休憩中お聞きしてわかりました。だから町有地の中に当然車どめはしていない。そういうことは町有地に車どめしちゃいけないでしょうね、通れなくしちゃ。だからやってないってことですね。民地の分に関して民地がどうやられるか当然自由だから、ということでいいんですね。私危惧したのは町道の中に当然私有地入っちゃいけないけど、町道の中に車どめあっちゃいけないから、ただ、民地に入って民地は当然入ってもらって困るから車どめなりフェンスでつくるの当然なんで、それは現況そういうふうになっているということですね。一応、確認ですが。

◎都市整備課主幹 八神 幸夫

町道の中に先ほど委員がおっしゃった車どめというのはございません。町道の中にはそういった構造物っていうのは入っていないっていうところであります。

◎吉原 経夫委員

町道の中にいろんな需要あるにしても車どめつくっちゃいけないんで、それはつくってない、いけないからつくってない。民地の方はやられるの自由なんで、そうい

う解釈でいいんですね。わかりました。

ならもう1点ですが、ちょっと一般質問の件とかぶりますが、実は遊休資産の売却については昨年3月私も本会議質疑をした経験があるんですが、そのときには北間島の件の報告はいただいたんですが、ここの西條・笠見立1号線なり2号線の話は出なかったんで、これはいつ頃こういう売却、民間事業者の売却の話が出てきたのか、そこら辺もタイムスケジュール的なのを教えていただければ。

◎都市整備課主幹 八神 幸夫

時系列的なお話になりますが、令和7年10月頃に境界立会いを行いまして、その後ですね用途廃止の申請が提出されたのが4月に入ってからになっております。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第28号は可決すべきものと決定しました。

以上で総務建設常任委員会に付託されました全議案の審査は全て終了しましたので、これで総務建設常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務建設常任委員長 三輪 明広